

令和5・6年度 地区長会務マニュアル

(一社) 愛知県歯科技工士会 総務部

コロナ渦という言葉が世の中の当たり前になってしまった昨今、愛知県歯科技工士会（以下本会とする）においても、zoom 会議の確立や、ADTA メールに加え、LINE を使用した情報の発信、ホームページの充実など、会員との繋がりも時代のニーズに合わせた形と変化しております。その中で、地区長と本会の繋がり、地区長と地区会員（以下会員とする）の繋がりも情報伝達において大変重要な役割を担って頂かなければなりません。あらためて地区長会務マニュアルを作成する事により、地区長及び会員が統一の知識、意識、認識を持って頂きたく、ここに記します。

1. 地区長の心得

地区長は地区を代表し支部長及び会員の声を代弁し地区内の調和を図り、より良い地区運営に心がける

① 会員への情報伝達に重きを置く。

メール、LINE 等でグループを作り一斉送信できるよう構築する。

② 地区役員（以下に示す）と委員会等の情報共有できるよう努める。

委員会、事業等の開催日程を把握し、事前に担当委員に参加を促し、参加後は内容報告する。

③ 技工士会主催事業には率先して参加し会員への周知を徹底する。

参加者を募る事業においては地区に動員がかかる事を想定し本会より募集要項が発信されたら積極的に参加を呼びかける。

④ 地区間での情報を共有する。

積極的に意見を求め、地区の問題点を他地区や役員と共有できるよう心がける。

⑤ 会員より災害や被災、又は冠婚葬祭等の連絡があった場合（以下に示す）、

速やかに本会に連絡をし、指示を待ち地区内に連絡する。また、葬儀に関しては地区を代表して出席するよう心がける。

⑥ 地区会の開催

参集型、WEB等様々ではあるが、対面の場を設けるのが望ましい。

⑦ 地区の管轄する歯科医師会、衛生士会とは積極的に交流を図る。

地域の健康フェア等の催しには積極的に参加すること。

⑧ 定款及び諸規定を確認し順守する。

定款及び諸規定はホームページ（以下HPとする）参照。

2.地区役員

地区長、副地区長、財務委員、学術委員、技工管理・組織委員、厚生委員、広報委員

常任委員会：議事運営委員、財務委員、資格審査委員

代議員

3.地区会員数（令和5年1月現在）と管轄する歯科医師会、衛生士会

・第1地区（知多・半田・緑・南支部） 40名 ： 代議員3名

南区 緑区 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 豊明市 阿久

比町 東浦町南知多町 美浜町 武豊町

：知多郡歯科医師会・半田歯科医師会・東海市歯科医師会

緑区歯科医師会、南区歯科医師会

：衛生士会 知多支部、名古屋支部

・第2地区（海部・一宮・江南・小牧・西春日井支部） 67名 ：代議員5名

一宮市 津島市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 岩倉市 愛西市 清須市
北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛
島村

：一宮歯科医師会、稲沢歯科医師会、犬山扶桑歯科医師会

尾北歯科医師会、小牧歯科医師会、海部歯科医師会

：衛生士会、尾張北部支部、尾張西支部、愛知西支部

・第3地区（名北支部） 51名 ： 代議員4名

千種区 守山区 名東区 瀬戸市 春日井市 尾張旭市 日進市 長久手町 東郷町

：千種区歯科医師会、守山区歯科医師会、名東区歯科医師会、春日井歯科医師会

愛豊歯科医師会

：衛生士会、尾張東部支部、名古屋支部

・第4地区（中川・中央・西・中村支部） 87名 ：代議員7名

東区 北区 西区 中区 熱田区 中川区 港区 中村区

：東区歯科医師会、北区歯科医師会、西区歯科医師会、熱田区歯科医師会

中川区歯科医師会

：衛生士会 名古屋支部

・第5地区（瑞穂・天白・昭和支部） 49名 ：代議員4名

昭和区 瑞穂区 天白区

：昭和区歯科医師会、瑞穂区歯科医師会、天白区歯科医師会

：衛生士会 名古屋支部

・第6地区（豊田・岡崎・西三・西尾支部） 96名 ：代議員8名

岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 みよし市

幸田町

：岡崎歯科医師会、碧南歯科医師会、安城歯科医師会、刈谷市歯科医師会

豊田加茂歯科医師会

：衛生士会 岡崎支部、豊田みよし支部、三河南部支部

・第7地区（東三・蒲郡・豊川支部） 81名 ：代議員6名

豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 設楽町 東栄町 豊根村

：豊橋市歯科医師会、蒲郡歯科医師会、新城歯科医師会、豊川市歯科医師会

：衛生士会 三河東部支部

4 地区長・副地区長会議

会議においては地区の代表者であるため、身だしなみを整え、社会人として相応しい対応をする。地区会員の意見や質問等を持ち寄り会議に臨む。

会議資料は開催3日前にHPにアップされるので、事前に内容確認をして、当日持参すること。

やむを得ず欠席する場合は必ず代理を立て、事前にメール等にて代理人の氏名を報告する。

地区会では・・・

会議で得た情報を、会員に伝達するのは勿論だが、役員が熱意のある伝達事項に対して、同じ熱意で情報を伝達するのは大変困難な事で、長年、地区長会においても課題とされてきた。熱意のある情報は、やはり地区会を参集で行い、本会役員と同じ熱意で伝えてもらう事が望ましいが、それは大変難しい事である。それならば、そのような伝達事項は、役員を地区会に呼ぶのが賢明だろう。昨今LINEを使用して文字で情報伝達をする地区もあるようだが、会議で得た情報を文字だけで伝えるのは大変困難であるし、情報が簡素化されやすい。参集が難しい場合はせめてzoomなど言葉で伝達する事が望ましい。

5.定例代議員会・臨時代議員会

定例・臨時代議員会は（一社）愛知県歯科技工士会の最高決定機関であり、代議員が会員すべての総意にて決定する。また、代議員は地区の意見をまとめ会員へ反映し、相互の関係を築く。

代議員会へ臨むにあたり

3月に臨時代議員会、6月に定例代議員会が予定されている。代議員会は議題を審議して頂く場であるが、普段、会員が疑問に思う事、本会に対しての要望などを、他地区と共有できる場でもある。普段から、会員の疑問、要望を聴取して、地区内で協議しておき、代議員会の質疑に提出する事が望ましい。

6.新入会員の対応

本会に新入会の届けがあった場合、所属する地区の地区長に報告がはいる。まずは地区長から、新入会者にコンタクトをとってもらいたい。地区費や地区規約等伝える事も重要だが、一番の重要事項はお互い顔を合わせる事である。事業等、積極的に参加を促し、出来れば、地区長と一緒に参加するくらいが望ましい。その際、地区長から紹介するなど、本会に新入会者の居場所を作ってあげる事も必要である。

7.退会者について

会員より退会の旨を伝えられた場合は、まずは財務委員に地区費、県技会費、日技会費等の未払いがないか確認をする。未払いがある場合は、完納していないと退会が出来ない事を伝える。

8.特別会員について

正会員として在籍25年以上かつ満70歳以上である会員は特別会員となる権利を有する。

ただし、本人より申し出のあったものとする。特別会員は月会費無料となるが、技工業務を行っている会員は、会館分担金、自営者会費（自営者に限り）の会費は必要となる。

なお申請については、HP より申請書をダウンロードしておこなう。例年1月の代表者会議にて、地区長に該当者をお知らせするので、地区長から該当者に申請の旨を伝える。その際にHPを閲覧できない該当者には、地区長からあらかじめ申請書をダウンロードして、該当者に渡す。

9. 訃報連絡について

会員より訃報の連絡が入った際には、速やかにHPにある「会員死亡通知」もしくは「会員家族訃報通知」をメールもしくはFAXにて提出する。会館休館日の際は、地区長LINEグループにて知らせる。

10. 大規模災害時の対応について（令和5年4月現在）

JDAT（Japan Dental Alliance Team）とは・・・日本災害歯科支援チーム

災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて、被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

愛知県歯科技工士会はJDATの一員である。大規模災害の際には、災害対策本部が設置され、まずは会員の安否確認を行う。72時間以降、技工所の稼働状況の調査を行う。これらをなるべく円滑に調査を行うためには、地区において災害時の連絡網の構築が必要である。連絡の手段は様々だが、昨今、災害時にLINEの活用が有効とのこと。本会では、年1回、災害連絡網の一斉テストを行う。

例年、愛知県総合防災訓練が指定地域にて行われ、訓練会場にて技工士会より「災害時における歯科技工士会の役割」として啓発ブースを出展し、ブースを管轄する地区にて行う。

これは、地域の歯科医師会、衛生士会との災害支援に対しての意見交換の場でもある。事前会議の参加や出展企画の協議など指定地域となった地区は参加する。

11. 地域医療事業費の活用について

地域医療活動事業を目的として各地区¥70000/年（上限）までの補助を受けることができる。

補助を要する際は、以下の手順にて行う。

- ① 「地域医療事業計画書および報告書」に計画書を○で囲み、必要事項を記載し予算書に○で囲み予算額を記入。
- ② 理事会に提出
- ③ 理事会審議にて承認された後に事業遂行となる。事業予定の3ヵ月前までには理事会に計画書を提出する必要があり、総務部より審議の旨が報告される。
- ④ 事業遂行
- ⑤ 「地域医療事業計画書および報告書」に報告書を○で囲み、必要事項を記載し決算書を○で囲み決算額を記入。
- ⑥ 併せて、「事業費申請書」「地域医療事業実施報告書」に領収書を添付して理事会に提出。
- ⑦ 理事会審議により承認されたら、年度末に支払いとなる。

注意：以下の事項のお支払いは認められません

- ・参加会員（事業遂行スタッフ）の弁済費
- ・主催者側（健康フェア等において）から費用が出る場合

12.人材確保対策事業とは

令和4年度より、厚生労働省より愛知県歯科技工士会に対して、歯科技工士の人材確保対策事業に際して補助金が認められた。これは毎年申請を出し、認められれば事業を行える補助金であるが、限度は2027年までである。この補助金の活用により、CAD/CAMシステムの導入など、事業の幅が広がり、愛知県だけでなく近隣の県においても、各県技工士会協力により、事業を行う企画も考えている。

3. ホームページ

HPは定期的に確認すること。

「会員へのお知らせ」が掲載される際には、ADTAメールで案内はするが、HPには各種申請用紙や定款諸規定の閲覧ができる。どのような時に、どのような申請が必要なのか知っておいてもらいたい。地区長は定期的にHPをチェックすること。

14. 次期地区役員の選出

地区役員の任期は4月1日から次年度臨時代議員会終了までの2年間である。次年度1月ごろには次の地区役員の選出を行う必要がある。

15.事務局への問い合わせ（会員にしっかりと周知させて下さい）

事務局の問い合わせ時間は9時から12時、13時から17時までとする。土、日、祝日は休館日。

日曜日に地区長会や研修会等事業が行われた翌日の月曜日は休館日となるので、急ぎでない問い

合わせはメールにて行う。

メールアドレス adta@aichishigi.com TEL 052-722-0521 FAX 052-722-0522

以上 令和5・6年度地区長会務マニュアル

総務部 常務理事 近藤清司

令和5年1月作成